

環境と共生する都市づくりに関する支援制度（神奈川県／県央・湘南都市圏）

1 緑地の整備や水辺の保全等に関する支援制度

(1) 建築物の緑化に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○みどりのまちづくり奨励金交付事業（屋上・壁面・駐車場緑化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請しようとする緑化施設が、工事着手前の状態にあること。 ・相模原市内に建築物を所有している人（又は管理している者）及び新たに建築物を建築しようとする人 ・建築物の屋上や壁面を 3 ㎡以上緑化するものであること（屋上・壁面緑化） ・緑化施設面積が 5 ㎡以上かつ緑被面積が 3 ㎡以上緑化するものであること（駐車場緑化） ・市民税を完納していること ・工事完了後、最低 5 年間は良好な管理が行えること ・市街化区域及び用途地域内であること。 <p>ただし、次に該当する人は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体 ・売買、賃貸等を目的とした建物に、屋上緑化等を整備する場合の不動産業者、建築業者等 ・法令及び条例等により緑化施設の設置を求められる行為を行う人（求められる緑化施設の面積の範囲を超えて行う人を除く。） ・建築基準法その他の法令、条例等に違反する建築主 <p>※その他条件あり。詳細は要問合せ。</p>	<p>【限度額】 200,000 円</p> <p>奨励金額は、奨励単価に緑化施設面積を乗じて得た額と対象工事費の実費 1/2 のいずれか小さい額とする。</p> <p>ただし、屋上緑化及び壁面緑化、駐車場緑化をあわせた奨励金額は、200,000 円を限度額とする。</p> <p>※奨励単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋上緑化 1 ㎡あたり 20,000 円 ○壁面緑化 1 ㎡あたり 10,000 円 ○駐車場緑化 1 ㎡あたり 10,000 円 	<p>http://www.sagamiharashi-machimidori.or.jp/</p>	<p>公益財団法人相模原市まち・みどり公社</p>	<p>042-751-6624</p>
藤沢市	<p>○建物緑化助成制度</p> <p>市内の建築物（個人居住用・事業用問わず）で、建築基準法に適合するもの。開発等により藤沢市の緑化指導を受けている建築物については、緑化基準を満たしているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化：個人居住用 3 平方メートル以上／事業用 10 平方メートル以上 ・壁面緑化：個人居住用壁面幅 3 メートル以上かつ緑化面積 5 平方メートル以上／事業用壁面幅 5 メートル以上かつ緑化面積 10 平方メートル以上 ・緑のカーテン：壁面幅 1.8 メートル以上かつ高さ 1.8 メートル以上 	<p>対象工事費の 1/2</p> <p>【助成限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化：個人居住用 200,000 円／事業用 1,000,000 円 ・壁面緑化：個人居住用 100,000 円／事業用 500,000 円 ・緑のカーテン：100,000 円 <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化：屋根や庇の部分を除く、植栽基盤の整備に要した経費（耐根シート・灌水・排水・客土等）樹木等の購入、植栽経費 ・壁面緑化：植栽基盤の整備に要した経費、ワイヤー・ネットなどの誘引資材及びツル植物（多年草に限る）の購入、植栽経費 ・緑のカーテン：プランター・用土・野菜及び草花の苗又は種子・市販ネット・園芸用支柱・ネット固定用資材・植栽経費 ・緑のカーテン用種子の配布：助成金交付決定後、当該年度内に工事の完了が可能なもの 	<p>http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/machizukuri/kankyo/ryokuka/josesedo.html</p>	<p>みどり保全課</p>	<p>0466-25-1111 (内線 4351)</p>

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
厚木市	<p>○屋上緑化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化を整備する建築物の所有者又は当該建築物を管理する者 ・新たに屋上緑化を行う場合又は屋上の全部若しくは部分改修を行うものであること。 ・補助対象区域は、厚木市内全域とする。 ・緑化面積が3平方メートル以上であること。 ・屋上緑化を整備する建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に適合するものであること。 ・厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）に基づく開発行為による整備ではないこと。ただし、同条例の緑化基準を超える屋上緑化の部分は補助対象となる。 	<p>25,000円に屋上緑化面積（平方メートル）を乗じて得た額又は対象となる工事の経費の1/2の額のいずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。）とし、500,000円を限度とする。</p>	<p>http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyou/ryokka/p003192.htm ↓</p>	公園緑地課	046-225-2412
海老名市	<p>○海老名市中小企業振興支援事業（環境施設設置）</p> <p>【屋上緑化】 建築物の屋上の全部又は一部に緑化区画を造成して、樹木等を植栽することによる、延べ3平方メートル以上の緑化</p> <p>【壁面緑化】 建築物の壁面の全部又は一部にフェンス等を設置して、蔦等のはん登性樹木をはわせることによる、延べ3平方メートル以上の緑化</p> <p>※両メニューとも、事業完了前までに申請すること。</p>	<p>緑化に係る補助金は、次に掲げる額のうちいずれか低い方の額とし、1,000,000円を限度とする。</p> <p>(1) 屋上緑化した面積1平方メートル当たり20,000円を乗じて得た額若しくは壁面緑化した面積1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額又は合計額</p> <p>(2) 緑化に要した費用の2分の1の額</p>	<p>http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.htm ↓</p>	商工課	046-235-4843
愛川町	<p>○愛川町環境配慮設備設置事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内において1年以上継続して同一事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。 ・建築物の屋上の全部または一部に3㎡以上の屋上緑化を施工すること。 	<p>建築物の屋上の全部または一部に3㎡以上の屋上緑化を施工する場合に50万円を限度に交付する。</p> <p>① 屋上緑化する面積1㎡当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>② 緑化に要する費用の2分の1の額</p> <p>※①か②のいずれか低い方の額</p>	—	商工観光課	046-285-6948

(2) 生垣設置・保存に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○生垣設置助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請しようとする生垣は、新規に設置し、工事着手前の状態にあること。 ・市内の戸建住宅又は共同住宅の用地内に新たに生垣を設置すること。 ・生垣が幅4メートル以上の公道に接していること。 ・生垣の長さが3メートル以上で、樹木の高さは、概ね90cm以上とし、植栽本数は1mにつき2本～3本を基本とします。 ・市民税を完納していること。 ・工事完了後、最低5年間は良好な管理が行えること ・市街化区域及び用途地域内であること。 <p>ただし、次に該当するものは除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体が行う場合 ・販売を目的として所有又は管理する住宅用地に設置する場合 ・法令および条例等により緑化施設の設置を求められる行為を行う場合（求められる緑化施設の面積の範囲を超えて行う場合を除く） ・相模原市開発事業基準条例第2条に規定する開発行為および建築事業により設置する場合 ・公道等の新設又は改良による移転補償にかかわるものを設置する場合 <p>※その他条件あり。詳細は要問合せ。</p>	<p>【戸建住宅の場合(店舗併用住宅を含む)】</p> <p>(限度額)：100,000円</p> <p>(奨励金額)：1mあたり5,000円</p> <p>【共同住宅の場合】</p> <p>(限度額)：300,000円</p> <p>(奨励金額)：20mまで 1mあたり5,000円</p> <p>(奨励金額)：20mを超える部分 1mあたり2,500円</p>	<p>http://www.sagamiharashi-machimidori.or.jp/</p>	<p>公益財団法人相模原市まち・みどり公社</p>	<p>042-751-6624</p>
平塚市	<p>○生垣設置奨励事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公道・私道(道路幅4メートル以上)に沿って設置されるもの。建築基準法(昭和25年法律第201号)により、後退義務が生じる道路にあっては道路中央から道路後退線までの間を除いた場所とする。 ・植栽位置が公共工事に伴う損失補償を受けることになっていないこと。 ・施工前であること。 ・移動可能ではないこと。(プランター等) ・総延長2メートル以上のものであること。 ・樹木の高さは90センチ以上であること。 ・樹木の植栽本数は延長1メートルにつき、原則として3本以上であること。 ・生垣を構成している土台の高さは、65センチ以下であること。 ・樹木の種類は市長が推奨するもので樹木が健全であること。 ・植樹帯は30センチ以上とし、植栽位置は公道等境界より25センチ以上内側とすること。 ・原則として補足材を使うこと。 ・市内の個人住宅及び事務所等併用住宅の敷地内にあること。 	<p>予算の範囲内であり、いけがき設置施工費(消費税及び地方消費税相当額を除く)に補助率(100分の50)を乗じて得た額で補助するもの、もしくは1メートル当たり3,000円で計算した補助額のいずれか低い金額を補助するものとする。最高限度額100,000円(補助金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)</p>	<p>http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/page-c_02798.html</p>	<p>みどり公園・水辺課 みどり水辺担当</p>	<p>0463-21-9852</p>
	<p>○保全樹等指定事業</p> <p>生垣をなす樹木の集団でその生垣の長さが20メートル以上であり、その集団に属する樹木が健全かつその集団の樹容が美観上優れていること。</p>	<p>生垣をなす片側の長さ10メートルにつき年額1,000円</p>	<p>http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/page-c_02822.html</p>	<p>みどり公園・水辺課 みどり水辺担当</p>	<p>0463-21-9852</p>

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
藤沢市	<p>○生垣用苗木交付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人であること。 ・設置しようとする生垣が、アからカまでのいずれにも該当するもの。 <p>ア 新設の生垣であること。</p> <p>イ 自己居住用の専用住宅で苗木の交付時に当該苗木の交付を受ける者が居住するものの敷地に設置されるものであること。ただし、マンション、賃貸住宅、業務兼用住宅及び勤務先から貸与されている住宅の敷地を除く。</p> <p>ウ 生垣を設置する箇所が（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すること。</p> <p>（ア）道路に面し、かつ、連続して3メートル以上の生垣を設置できる部分</p> <p>（イ）道路に面し、かつ、道路の地盤と同程度の高さで設置された駐車場の周囲のうち、道路から見通せる部分。</p> <p>（ウ）道路から道路へ通過することができる私道に面した部分。</p> <p>エ 生垣を設置する箇所が、道路の中心線から2メートル以上後退した部分であること。ただし、当該道路が自転車歩行者専用道及び歩行者専用道に該当する場合は、この限りではない。</p> <p>オ 他の塀と併用したものでないこと。</p> <p>カ 交付する苗木が他の助成又は補償の対象となっていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税等を完納していること。 <p>※5年以上の保存義務あり</p>	<p>苗木の交付</p> <p>1メートルにつき3本とし、延長は20メートル、本数は60本を限度とする。なお、延長は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位までとし、交付数量を算出するものとする。交付数量の端数については、切り捨てとする。</p>	<p>http://nagakubo-kouen.jp/green/#naekihaiфу</p>	<p>みどり保全課／長久保公園</p>	<p>みどり保全課 0466-25-1111 (内線 4351) 長久保公園 0466-34-8422</p>
	<p>○緑の保全奨励金制度（保存生垣）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣を構成する樹木が健全。 ・樹容が景観上特に優れていること。 ・生垣の長さが10メートル以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一の保存生垣を1人で所有する場合は、その長さにより次のとおりとする。 <p>(1) 10メートル以上20メートル未満 5,000円</p> <p>(2) 20メートル以上30メートル未満 10,000円</p> <p>(3) 30メートル以上 15,000円</p>	<p>http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/machizukuri/kankyo/shizenhogo/hozonjirin.html</p>	<p>みどり保全課</p>	<p>0466-25-1111 (内線 4351)</p>
茅ヶ崎市	<p>○みどりのまちなみ推進補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第42条第1項の道路に面すること ・道路から6メートルの範囲内に植樹すること ・植樹後地面からの高さが0.6メートル以上であること ・補助の対象樹木を植樹すること 	<p>補助対象費用の合計額の1/3（100円未満端数切り捨て）</p> <p>限度額 50,000円</p>	<p>http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1034132.html</p>	<p>景観みどり課</p>	<p>0467-82-1111 (内線 2334)</p>
厚木市	<p>○緑地保全事業</p> <p>生垣をなす樹木の集団で、美観上特に優れており、以下の全てに該当するもの</p> <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条（同条第1項第3及び第4号を除く。）に規定する道路に接していること。</p> <p>(2) 長さが15メートル以上あること。</p> <p>(3) 高さが1メートル以上あること。</p>	<p>1メートル当たり年額180円（限度額18,000円）</p>	<p>http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyou/ryokka/d025974.html</p>	<p>公園緑地課</p>	<p>046-225-2412</p>

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
大和市	○みどりど〜り助成制度 幅員4メートル以上の公道に沿って設置する場合で、道行く人の目に映る生垣で、長さ3メートル以上のもの。フェンスを設ける場合は外からよく見え、かつ生垣の高さはフェンスの高さ以上であること。基礎を設置する場合は基礎の高さを80センチ以下にすること。	・1メートルにつき、5,000円（限度額100,000円）。 ・現物支給の場合、別に定める樹種の中から選択し、延長20メートルを限度として支給。 ・既存のブロック塀等の撤去は工事費の全額（限度額60,000円）。	http://www.city.yamato.lg.jp/web/midori/ikegaki.html	みどり公園課 みどり推進係	046-260-5451
	○保存生垣制度 市民が通行できる幅員4メートル以上の道路に面し、その延長が10メートル以上のもの（ただし、4メートル未満の出入り口に供する部分は、これに含める）。形態は、垣状及び垣状以外の玉物、花木の列植、はん登性植物による壁面カバー、庭園樹として垣根状に植栽されたものとし、美観風致を維持するため適正な管理がなされているもの。	1件につき年額5,000円	—	みどり公園課 みどり推進係	046-260-5451
座間市	○生垣設置奨励金 — 緑の保全及び緑化の推進に関する条例によるもの — ・公道又はこれに準ずる私道に接する部分の延長が2メートル以上 ・公道又はこれに準ずる私道から生け垣設置部分までの高さが平均1.5メートル以下 ・樹高がおおむね0.9メートル以上 ・樹木の葉が相互に触れ合う程度に列植してあるもの ・設置前の申請をして交付決定を受けたもの	1メートル当たり4,000円、限度額80,000円 既設ブロック塀を取り壊して設置する場合、1メートル当たり6,000円、限度額120,000円	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1190866634966/index.html	公園緑政課	046-252-7221
	○「湧水と歴史の里 鈴鹿・長宿」区域内の生け垣等設置補助金 — 街なみ環境整備事業補助金によるもの — 住民による「街づくり協定」が結ばれた区域において、協定を結んだ住民のうち、住宅等の道路等に面する部分に生垣に準ずるもの（板塀、竹塀等の街なみ景観形成に配慮し調和のとれたもので、市長が認めたもの）を整備する場合。	・生垣に準ずるものの設置に要する1メートル当たりの額3,000円に延長を乗じて得た額。 ・既存のコンクリートブロック塀等を取り壊して、生垣に準ずるものを設置する場合は、生垣に準ずるものの設置に要する1メートル当たりの額5,000円に延長を乗じて得た額。	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1208326356297/index.html	都市計画課	046-252-7325
綾瀬市	○生垣設置奨励事業 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路に接する区域で、かつ、居住地に設置されるものであること。 ・樹木の高さが0.7メートル以上であり、連続して樹木が植えられるものであること。 ・新たに設置する生垣で完成後引き続き5年以上適正に管理されるものであること。	・樹木の高さが1メートル以上のもの：1メートル当たり3,000円 ・樹木の高さが0.7メートル以上1メートル未満のもの：1メートル当たり2,000円 ※交付は1回限りとし、1回の金額は100,000円を限度とする。	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000017200/hpg000017173.htm	みどり公園課	0467-70-5627
大磯町	○大磯町いけがき設置奨励事業補助金交付要綱 新たに生垣を設置する場合、旧来の生垣を取り除き改めて生垣を設置する場合で、以下の要件を満たすものを対象とする。 ・住宅を目的とした建物の敷地内の外周に沿って造られており、公道及び開発行為によって整備された私道又は公共緑地に隣接する部分の総延長が5メートル以上であること。 ・樹木の種類は町が推奨するもので樹木が健全であること。 ・樹木の高さはおおむね90センチ以上であること。 ・樹木の植栽本数は、延長1メートルにつき原則として3本以上であること。 ・植樹帯は30センチ以上であること。	1メートルにつき2,000円（景観形成重点地区は2,500円）とし、40,000円を限度額とする。	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/sangyo/kouen_ryokuka/1378448425648.html	都市計画課 都市計画係	0463-64-4100 (内線239)

(3) 樹木保存に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	○保存樹林・保存樹木制度 都市計画区域内にあり、健全かつ、公道又は公有地から樹容が確認できるものであって、下記の条件のいずれかに該当する樹木を保存樹木に指定し、右記のとおり助成する。 ・1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上 ・高さ15メートル以上、株立ち樹木で高さ3メートル以上 ・はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上	・樹木の治療や剪定にかかる費用の1/2補助（上限200,000円） ・樹木診断費全額市負担	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/kouen_kankou/kouen_ryokuchi/1003104.html	水みどり環境課	042-769-8242
平塚市	○保全樹等指定事業 次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が美観上特に優れていること。 ・1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上であること。 ・高さが10メートル以上であること。 ・株立ちした樹木で高さが2メートル以上であること。	1本につき年額4,000円 ただし、同一場所に2本以上ある場合は、2本目から1本につき1,000円とし、最高限度額を7,000円とする。	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/page-c_02822.html	みどり公園・水辺課 みどり水辺担当	0463-21-9852
藤沢市	○緑の保全奨励金制度（保存樹木） 次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が景観上特に優れていること。 (1) 幹の周囲が1メートル以上であること。 (2) 高さが10メートル以上であること。 (3) 株立ちした樹木で、高さが2.5メートル以上であること。 (4) はん登性樹木で枝葉の面積が20平方メートル以上であること。	・指定本数のうち1本目は2,000円。1本増すごとに1,000円を加算。 ・1人につき、30,000円を限度。	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/machizukuri/kankyo/senzenhogo/hozonjurin.html	みどり保全課	0466-25-1111 (内線4351)
茅ヶ崎市	○保存樹木指定事業 美観上すぐれ、次のいずれかに該当するもの ア 地上1.5メートルの高さで測った幹の周囲が1.5メートル以上 イ 高さ15メートル以上 ウ 株立ちした樹木で幹の周囲が3メートル以上 エ はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上 オ 高さ10メートル以上又は幹の周囲が1メートル以上の樹木から、10メートル以内の距離にある高さ10メートル以上又は幹の周囲が1メートル以上の樹木が2本以上ある樹木の集団	ア～エに該当する樹木については、指定本数1本につき年額4,500円。同一所有者で周囲30メートル以内に2本以上ある場合は、最初の1本は4,500円、他の樹木は2,250円とし、上限を20,000円とする。 オに該当する樹木の集団については、3本で年額4,500円とし、1本増えるごとに年額1,500円を助成し、上限を年額20,000円とする。	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1008124.html	景観みどり課	0467-82-1111 (内線2334)
秦野市	○樹木保存事業 保存樹木を指定	1本につき年額10,000円	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000478/index.html	環境共生課	0463-82-9618
厚木市	○緑地保全事業 樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているもので、次のいずれかに該当するもの。 (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上あること。 (2) 高さが15メートル以上あること。 (3) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。 (4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。	1本(株)につき年額4,500円	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyou/ryokka/d025974.html	公園緑地課	046-225-2412

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
大和市	○保存樹木制度 ・幹の周囲が2メートル以上(高さ1.5メートルの位置)のもの ・高さ15メートル以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3メートル以上のもの ・はん登性樹木で枝葉面積30平方メートル以上のもの	1本につき年額1,500円	—	みどり公園課 みどり推進係	046-260-5451
伊勢原市	○保存樹木・保存樹林指定事業 次のいずれかに該当し、かつ、健全であること。 ・1.5メートルの高さにおける幹の周囲が、1.5メートル以上であること。 ・高さが15メートル以上であること。 ・株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。 ・はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートルであること。 (指定期間は、原則として5年以上)	1本につき、年額5,000円以内 年度途中で指定したとき、指定の期間が満了したとき、又は指定を解除したときは月割(1か月未満の端数があるときは、1か月とする。)として、計算して得た額とする。	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2013030800012/	みどり公園課	0463-94-4759
海老名市	○自然緑地保存樹木等 おおむね次のいずれかに該当し、健全で美観にすぐれていること。 ・地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上 ・株立ちした樹木で、高さが3メートル以上 ・地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.0メートル以上の樹木(第13条第2項において「基準樹木」という。)10本以上を含む並木(樹木が公道等に一定の間隔で配され、かつ、各樹木の高さがほぼ均一であるもの)	1本当たり年額4,000円、並木指定は1本当たり年1,000円。 ただし、年度途中で指定・解除したときで、当該年度における指定期間が半年に満たない場合は半額とする。	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/ryokka/1003403.html	住宅公園課	046-235-9489
綾瀬市	○緑地保全事業 ・景観の優れている独立樹木であること。 ・高さが概ね10メートル以上であり、胸高における幹の周囲が概ね1.5メートル以上であること。 ・緑地保全期間が5年以上可能な樹木であること。 ・その他特に保全を図る必要性の高い樹木であること。	1本につき年額1,000円 ただし、同一土地内において5本を限度とする。	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000017200/hpg000017178.htm	みどり公園課	0467-70-5627
大磯町	○大磯町シンボルツリー奨励事業補助金 家庭緑化及び良好な景観の形成の推進を目的とするシンボルツリーの植栽に要する経費を補助する。 ・町内の住宅用地を所有又は管理するものが当該住宅に植栽すること ・必要経費が20,000円以上であること ・シンボルツリーとして植栽する樹木の種類及び植栽の位置が大磯町景観計画に沿うもの ・植栽する樹木の高さは3メートル以上	大磯町景観計画に規定する景観形成重点地区は経費の1/2、その他は経費の1/3以内で、限度額は20,000円。(1,000円未満の端数)	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/sangyo/kouen_ryokuka/1378448307906.html	都市計画課 都市計画係	0463-64-4100 (内線239)
	○大磯町保存樹木等助成金交付要綱 次のいずれの要件にも該当すること。 ア 樹木の寸法が次のいずれかに該当すること。 (ア) 地上1メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上であること。 (イ) 高さが10メートル以上であること。 (ウ) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。 イ 樹勢が健全であること。 ウ 樹容が美観上特に優れていること。	1本又は1株につき年額3,000円とする。ただし、同一の所有者等が2本又は2株以上の保存樹木を所有又は管理している場合は、2本目又は2株目からは1本又は1株につき1,000円を加算し、上限額は、10,000円とする。	—	都市計画課 都市計画係	0463-64-4100 (内線239)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
二宮町	<p>○保存樹林等補助制度</p> <p>次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が美観上特にすぐれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹の周囲（1メートルの高さ）が1メートル以上であること ・幹の高さが10メートル以上であること ・株立ちした樹木で、高さ3メートル以上であること 	指定本数1本目は3,000円とし、2本目以降は1本につき1,000円を加算する。最高限度額は10,000円とする。	—	都市整備課 公園緑地班	0463-71-3311 (内線258)

(4) 樹林地保存に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○保存樹林・保存樹木制度</p> <p>下記の条件に該当する樹林を保存樹林に指定し、右記のとおり助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積500平方メートル以上 ・樹林が集団で育成し、かつ、健全であること ・都市計画区域内であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定年度の固定資産税及び都市計画税に相当する奨励金 ・樹林の剪定にかかる費用の1/2補助(上限300,000円) 	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/kouen_kankou/kouen_ryokuchi/1003104.html	水みどり環境課	042-769-8242
平塚市	<p>○保全樹等指定事業</p> <p>その集団の存する土地の面積が500平方メートル以上であり、その集団に属する樹木が健全でかつその集団の樹容が美観上特に優れていること。</p>	当該土地の面積100平方メートルにつき、1,000円とし、最高限度額を200,000円とする。	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/page-c_02822.html	みどり公園・水辺課 みどり水辺担当	0463-21-9852
藤沢市	<p>○緑の保全奨励金制度（保存樹林）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林を構成する樹木が健全 ・樹容が景観上特に優れている ・樹林地の土地面積が300平方メートル以上であること 	<p>1 指定面積割額に固定資産税額及び都市計画税額を加えた額とする。</p> <p>2 指定面積割額は、保存樹林の土地面積に応じて次の区分により算定する。</p> <p>(1) 一の保存樹林を1人で所有する場合。 100平方メートルにつき800円。100平方メートル未満の端数がある場合は、これを100平方メートルとして算定する。</p> <p>(2) 一の保存樹林を複数の者が区分して所有している場合は、それぞれ1人が所有する面積により次のとおりとする。</p> <p>ア 150平方メートル未満のもの 1,250円</p> <p>イ 150平方メートル以上300平方メートル未満のもの 2,400円</p> <p>なお、1人が所有する面積が300平方メートル以上の場合は、前号に定めるところによる。</p>	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/machizukuri/kankyo/shizenhogo/hozonjurin.html	みどり保全課	0466-25-1111 (内線4351)
茅ヶ崎市	<p>○保存樹林指定事業</p> <p>面積が300平方メートル以上の樹林で、美観上すぐれているもの。所有者は指定期間中、保存及び管理の義務を負い、市民は樹林の保存に協力する。</p>	固定資産税、都市計画税相当額に、奨励金（100平方メートルにつき年額500円とする。（100平方メートルに満たない場合にあっては、100平方メートルとして計算する。））を加えた額	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1008125.html	景観みどり課	0467-82-1111 (内線2334)
秦野市	<p>○樹林地保存事業</p> <p>樹林保全地区を指定</p>	樹林100平方メートルにつき5,000円＋固定資産税及び都市計画税相当額 (地権者、整備団体、行政との3者協定締結の場合は、固定資産税及び都市計画税相当額のみ)	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000478/index.html	環境共生課	0463-82-9618

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
厚木市	○緑地保全事業 ・自然環境が良好に保全されている森林、草原もしくは河川の区域又はこれらに類する自然環境の良好な区域で、土地の面積が500平方メートル以上の区域 ・自然環境が良好に保全されている城跡、古墳、鎮守の森、寺院等を含む区域で、土地の面積が500平方メートル以上の区域 ・都市緑地として重要な斜面を有する区域で、土地の面積が2,000平方メートル以上の区域 ・集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れているもので、土地の面積が1,000平方メートル以上のもの	1平方メートルにつき年額18円	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/kankyou/ryokka/d025974.htm <u>1</u>	公園緑地課	046-225-2412
大和市	○保存樹林制度 都市計画法に規定する開発行為、土地区画整理法に規定する土地区画整理事業及びこれらに準ずる工事が完了した地域で、一画に属する面積が300平方メートル以上のもの。 また、その地域以外の地域で、一区画に属する面積が500平方メートル以上のもの。	当該年度における固定資産税額相当額及び都市計画税額相当額の合計額	—	みどり公園課 みどり推進係	046-260-5451
伊勢原市	○保存樹木・保存樹林指定事業 市街化区域内の樹木が集団して生育し、かつ、健全でその樹林の存する土地の面積が500平方メートル以上であること。 指定期間は、原則として5年以上	面積500平方メートルにつき、年額5,000円以内(500平方メートルを超えるものについては、100平方メートルにつき、1,000円以内を増額する。この場合において100平方メートル未満の端数があるときは、100平方メートルとして計算する) ただし、年度途中で指定したとき、指定の期間が満了したとき、又は指定を解除したときは月割(1か月未満の端数があるときは、1か月とする。)として計算し得た額とする。	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2013030800012/	みどり公園課	0463-94-4759
海老名市	○自然緑地保全区域 区域に属する樹木が健全で、当該樹木の区域の面積が500平方メートル以上であること。	固定資産税及び都市計画税に相当する額に、土地面積100平方メートル(100平方メートル未満の端数のあるときは、100平方メートルとして計算)につき1,000円を加算した額。 ただし、年度途中で指定・解除したときで、当該年度における指定期間が半年に満たない場合は半額とする。	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/ryokka/1003403.htm	住宅公園課	046-235-9489
座間市	○樹木保全地域指定奨励金 樹木が集団で生育かつ健全で存する土地の面積がおおむね100平方メートル以上(市街化調整区域はおおむね300平方メートル以上)	固定資産税及び都市計画税相当額に面積1平方メートルにつき25円(市街化調整区域は12円)を加算した額	—	公園緑政課	046-252-7221
綾瀬市	○緑地保全事業 ・一団となっている緑地の面積が500平方メートル以上であること。 ・緑地保全期間が5年以上可能な土地であること。 ・一般市民が自由に散策できるものであること。	1平方メートル当たり年額50円	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000017200/hpg000017178.htm	みどり公園課	0467-70-5627
大磯町	○大磯町保存樹木等助成金交付要綱 次のいずれの要件にも該当すること。 ア 市街化区域に位置していること。 イ 樹林を構成する樹木の樹勢が健全であること。 ウ 樹林を構成する樹木の樹容が美観上特に優れていること。 エ 樹林の存する土地の面積が300平方メートル以上であること。	樹林面積に1平方メートル当たり10円を乗じて得た額とし、上限額は、200,000円とする。	—	都市計画課 都市計画係	0463-64-4100 (内線239)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
二宮町	○保存樹林等補助制度 樹木の集団の存する土地面積が300平方メートル以上で、その集団に属する樹木がおおむね健全であり、その樹容が美観上特にすぐれていること。	指定面積割額に固定資産税を加えた額(指定面積は町課税台帳上の面積とする) 買取等の場合は、所有者と別途協議する。 指定面積割額 ・300平方メートル以上500平方メートル未満 20,000円 ・500平方メートル以上のものは、100平方メートルにつき3,000円を加算する。ただし、100平方メートル未満の端数については、100平方メートルとして算出する。	—	都市整備課 公園緑地班	0463-71-3311 (内線 258)

(5) 身近な水辺の保全に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	○相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例 下記の条件に該当する団体の申出により、水辺環境保全等活動地域の指定及び当該地域における活動の認定を行い、認定した活動に対して支援を行う。 【団体条件】 ・ホタル舞う水辺環境の保全等に資する活動を行う団体であること ・市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、構成員に市内に居住する者を含む団体であること ・営利を目的とせず、かつ、定款又はこれに準ずるものを有する団体であること 【区域指定条件】 ・継続的にホタルが生息し、又は生息していた水辺地と一体となって、良好な緑地空間を形成し、又は形成していた土地の区域 ・区域の全てが都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域又は河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域でない区域 ・土地所有者等の同意を得た区域 ・公共施設等の事業計画が存する場合に当該事業計画と当該保全等活動区域の指定の申出をした保全等活動団体の活動の内容との整合が図られている区域 【活動認定条件】 ・活動の計画の内容が当該条例及び関係法令に違反するものでないこと。 ・活動が継続的に行われていることが認められるものであること。	・除草(刈り払い)活動: 730円/0.01ha ・清掃活動: 100円/0.01ha ・上記経費以外で水辺環境保全等促進事業の実施に必要と認められる経費の合計金額に2分の1を乗じて得た額 ・補助事業の合計補助限度額: 200,000円 ・保全等活動団体が実施する認定を受けた活動に対する助言及び指導を行うアドバイザーの派遣費	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/planning/1008156.html	水みどり環境課	042-769-8242 (内線 3175)
茅ヶ崎市	○清水谷保全事業 清水谷保全補助金 合併処理浄化槽設置整備事業対象者で、かつ、清水谷に生活排水を排出する者	1基につき400,000円	—	公園緑地課	0467-82-1111 (内線 1351)
秦野市	○生き物の里保全事業 市長が、希少な又は貴重な野生の生き物が成育し、又は生息している水辺地等を保護するため、その土地の所有者等の同意を得て、その土地を「生き物の里」として指定し、「生き物の里」に係る土地の所有者及び管理者に対して、生き物の里謝礼金を交付する。	・土地所有者: 12円/平方メートル ・管理者: 30,000円/年(基本額) + 面積割(1,000平方メートル以上~2,000平方メートル未満→4,000円、それ以降1,000平方メートル毎に2,000円加算)	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000491/index.html	環境共生課	0463-82-9618

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
綾瀬市	<p>○綾瀬市環境保全活動支援補助金</p> <p>市内の自然環境を守るため、定期又は不定期に河川等の公共用地の清掃若しくは草刈りを行う活動を行う団体で、会則又は規約を有し、会員5人以上で組織する団体。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（1年を通して実施）の場合、参加活動人数（保険加入人数）1人当たり1,000円（年額）。 ・不定期（1年に数回実施）の場合、参加活動人数（保険加入人数）1人当たり100円（1回につき）。 	<p>http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000024600/hpg000024595.htm</p>	環境保全課	0467-70-5620

2 雨水浸透・貯留、生ゴミ処理等に関する支援制度

(1) 雨水浸透ます・透水性舗装に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	○雨水浸透ます設置助成金交付事業 (1) 市内の建物において、雨水浸透ますを2基以上設置すること。 (2) 敷地面積500平方メートル未満の土地の建物で、売買を目的としない住宅、店舗、工場等であること。	・新設の場合 1基7,000円 ・既設を認定製品に交換する場合 1基10,000円 ※助成の対象は4基まで。	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/ge_suido/1004549/1004556/1004557.html	下水道経営課	042-707-1890 (内線3326)
秦野市	○家庭用雨水浸透ます設置補助金交付事業 家庭用雨水浸透ます設置補助金。自己の居住のために使用する住宅又は事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねる住宅の所有者	設置費用の1/2の額。1基当たり12,500円で4基まで。	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000668/index.html	経営総務課	0463-81-4113
座間市	○座間市雨水浸透施設等設置助成金 ・雨水浸透ます 同一敷地内に2基以上の雨水浸透ますを設置すること ・雨水浸透トレンチ 新設又は既存の雨水浸透ますに1メートル以上の雨水浸透トレンチを接続すること ・浸透性アスファルト舗装 100平方メートル以上の駐車場に浸透性アスファルト舗装を施工すること	・雨水浸透ます 1基当たり12,500円(2基～4基) ※重点的涵養推進区域は1基当たり17,000円(2基～4基) ・雨水浸透トレンチ 1メートル当たり6,500円(20メートルまで) ・透水性アスファルト舗装 1平方メートル当たり500円(100～500平方メートルまで)	https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1375947484326/index.html	環境政策課	046-252-8214

(2) 雨水貯留・利用に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
平塚市	○雨水貯留施設利用促進事業 自ら居住する住宅に、雨水貯留槽施設(容量が100リットル以上あり、集水管、本体及び排水管で構成されるもの)を設置又は浄化槽転用雨水貯留槽施設(公共下水道に接続の際に、不用となる既存の浄化槽を転用して、集水管、本体、ポンプ設備(固定式)、散水設備及び排水管で構成されるもの)を設置する市民の方	・雨水貯留槽施設 本体購入価格の1/2以内の額(限度額30,000円) ・浄化槽転用雨水貯留槽施設 設置工事費用の1/2以内の額(限度額40,000円)	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_02774.html	下水道経営課	0463-23-1111 (内線2448)
藤沢市	○浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成 ・公共下水道処理区域内で排水設備を設置することにより不要となった浄化槽の機能を廃止し雨水貯留施設に転用すること。 ・雨水貯留施設を利用するためのポンプ(固定式のもの)を同時に設置すること。 ・助成を申請する人が下水道使用料及び受益者負担金、市税等を滞納していないこと。	改造工事1件につき40,000円	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gesuiso/machizukuri/gesuido/haisui/documents/usuitemn-you.pdf	下水道総務課	0466-25-1111 (内線4512)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
藤沢市	○雨水貯留槽購入費補助事業 ・自ら居住する住宅に、雨水貯留槽（容量が100リットル以上600リットル以下で、雨どいから貯留し、貯留した雨水を利用するための排水装置があり、耐久性のある素材の地上据置型のもので、未使用品であること）を設置する市民 ・市税等に滞納がないこと	本体購入価格の1/2で上限15,000円	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kanryo/hojo/usui.html	環境総務課	0466-50-3529
茅ヶ崎市	○遊水機能土地保全補助金 次のいずれかに該当する土地の所有者。 (1) 500平方メートル以上の土地（連単している土地の合計面積が500平方メートル以上のものを含む）で、1,000平方メートルあたりおおむね200立方メートル以上の保水能力を有するもの (2) おおむね100立方メートル以上の保水能力を有する土地で、浸水被害の防止又は軽減に有効であると市長が認めるもの	1平方メートル当たり年50円×1/2	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kurasi_gesuido/amamizu/1035245.html	下水道河川建設課	0467-82-1111 (内線1381)
大和市	○大和市雨水貯留槽購入費補助制度 大和市内に、市が指定する雨水貯留槽を設置される方（ただし国及び地方公共団体及びそれらが出資している法人を除く） なお、補助の対象となる雨水貯留槽は、同一人につき年度内に2基まで、かつ建物1棟につき2基まで	雨水貯留槽1基につき、本体取得価格の1/2以内 (ただし1,000円未満の端数は切捨てで、30,000円を限度とする)	http://www.city.yamato.lg.jp/web/g-seibi/usui-tanku.html	都市施設総務課 事業調査係	046-260-5406
海老名市	○海老名市中小企業振興支援事業（環境施設設置） ・雨水を貯溜し、水洗トイレの洗浄水、空調冷却塔への補給水、散水等に活用する施設で、有効貯水量10立方メートル以上のもの（ただし、専ら防火用水を目的としたものを除く。） ・事業完了前までに申請すること。	設置に要する費用。1施設につき500,000円	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.html	商工課	046-235-4843
座間市	○座間市雨水浸透施設等設置助成金 ・雨水貯留槽 雨水の地下浸透がなされている雨樋から接続すること	・本体価格の1/2の額 (1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て。上限25,000円、1基)	https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1375947484326/index.html	環境政策課	046-252-8214
寒川町	○雨水貯留槽設置助成制度 ・雨水貯留槽の設置 寒川町内に雨水貯留槽を設置する個人及び事業所で下水道使用料、町税を滞納していないこと。 一建物につき4台まで。	・雨水貯留槽の設置 雨水貯留槽本体取得額の1/2（ただし1,000円未満の端数切捨て。1台当たり30,000円を限度）	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/toshikensetsu/gesui/kanri/info/gesuido/1361093558929.html	下水道課管理担当	0467-74-1111 (内線335)
	○浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成制度 ・浄化槽の転用工事 公共下水道処理区域内で浄化槽を機能廃止し雨水貯留施設に転用する場合。 雨水貯留施設を利用するためのポンプを同時に設置する場合。 助成の申請をする人が町税、下水道使用料を滞納していない場合。	・浄化槽の転用工事 転用工事1件につき40,000円	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/toshikensetsu/gesui/kanri/info/gesuido/1361093558929.html	下水道課管理担当	0467-74-1111 (内線335)

(3) コンポスター・電動生ゴミ処理機等に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○生ごみ処理容器助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用の2,000円を超える生ごみ処理容器1世帯に1台まで（コンポスト化容器・密閉式容器・土壌混合式は2台まで） ※ディスポーザー等の排水口に直接取り付ける機器は除く。 ・5年以内に生ごみ処理容器購入助成を受けていないこと。 ・指定販売店で購入する方法と個人申請の方法（領収書必須）あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入金額の1/2以内（100円未満切捨て） ・限度額30,000円 	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/ecycle/katei/1008340.html	資源循環推進課	042-769-8245 (内線 2852)
	<p>○生ごみ4R推進活動補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出る生ごみの4R（発生抑制、排出抑制、再利用、再生利用）に取り組む、市内在住の5世帯以上の団体又はグループ ・家庭における生ごみ4Rの推進に必要な経費を対象。ただし、人件費的経費、他の助成制度の適用がある経費などは対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1グループ・団体あたり50,000円又は事業費（活動費）に1/2を乗じた額のいずれか低い額 ・交付期間は3年間を限度 	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/ecycle/katei/1008341.html	資源循環推進課	042-769-8334 (内線 2822)
平塚市	<p>○平塚市生ごみ処理器設置事業（コンポスター斡旋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、居住しているもの ・1設置者2個まで ・購入後5年以上経過 	<p>個人購入負担金</p> <p>70型：2,500円、130型：2,500円、190型：2,900円</p>	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_01178.html	環境政策課 資源循環担当	0463-23-1111 (内線 2120)
藤沢市	<p>○ごみ減量推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ）の斡旋 市内在住者に1世帯につきコンポスト容器は2個、キエーロは1個まで斡旋価格で販売 ・家庭用電動生ごみ処理機 市内在住（法人を除く）の方で、市内の指定店で購入する場合、1世帯につき1台までを補助 ※生ごみを砕いて下水道に流すディスポーザーは対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ） 斡旋価格：通常価格の1/4以下の金額で販売 ・家庭用電動生ごみ処理機 指定店の販売価格（稼働時に最低限必要で、本体と一括購入した基本材や微生物等の購入代金及び消費税を含む。ただし運搬・設置費用は含まない）の、3/4以内で上限額35,000円。 	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kurashi/gomi/hojo/index.html	環境総務課	0466-50-3529
茅ヶ崎市	<p>○生ごみ処理容器設置事業</p> <p>○ごみ減量化・資源化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト容器の配付 市内在住者に1世帯につき2台まで低負担額で提供 ・家庭用生ゴミ処理機（手動式・電動式）購入費補助 市内に住所（住民登録）を有し、処理機を維持管理する個人に対して、購入費の一部を助成（1世帯につき1台まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト容器 購入負担金 1,000～3,000円 ・家庭用生ゴミ処理機（手動式・電動式） 購入金額の1/3（ただし上限25,000円） 	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/recycle/1003313.html	資源循環課	0467-82-1111 (内線 1222)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
秦野市	<p>○家庭用生ごみ処理機購入費補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人購入 <p>[生ごみ処理機(電動・非電動)]</p> <p>市民が購入する家庭用生ごみ処理機(電動式、非電動式(コンポスト容器を含む)で、購入後に補助金を申請者の口座に振り込む場合は購入店を問わない(予め半額で購入できる制度もあり、この場合は市内の指定店での購入に限る)。</p> <p>電動式の場合は1世帯につき1基、非電動式の場合は2基。買い替えの場合は、過去に市の補助制度を利用して生ごみ処理機を購入した世帯に限り、購入費の補助に加え、維持管理費の一部を上乗せし補助する。</p> <p>[ディスポージャー]</p> <p>指定の販売店で購入し、設置したディスポージャーが補助の対象。購入費の補助に加えて、設置工事費も補助する。(秦野市下水道条例で確認を受けたディスポージャーに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同購入 <p>自治会、集合住宅など、近隣の20世帯以上で構成される団体が共同で購入する業務用生ごみ処理機。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人購入 <p>[生ごみ処理機(電動・非電動)]</p> <p>購入費の3/4(上限額50,000円)</p> <p>維持管理費は、一律15,000円</p> <p>[ディスポージャー]</p> <p>購入費の1/2(上限額40,000円)</p> <p>設置工事費の3/4(上限額20,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同購入 <p>購入費の3/5(工事費含む)</p> <p>(上限額2,000,000円)</p>	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/100100000322/index.html	環境資源対策課 資源化推進担当	0463-82-4401
厚木市	<p>○厚木キエーロ購入費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、現に居住している者で、自らの責任において厚木キエーロを自らの所有地又は所有地に準ずる所に設置することができるもの 市税の滞納がない者 1世帯当たり2台までとする。ただし、厚木キエーロ購入後5年を経過しての買換えは補助対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 本体価格の5分の4(限度額は、1台当たり2万円) 	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/kankyou/josei/d041303.html	環境事業課	046-225-2793 (直通)
大和市	<p>○生ごみ処理容器等設置支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内在住の方。 ※住民票等で居住が確認できない場合は対象になりません。 市内で同一事業を1年以上営み、引き続き営む事業者の方。 生ごみ、庭木の剪定枝、落葉等の処理のために活用し、生み出されるたい肥等について有効活用できる方。 市税等の未納がない方。 過去に補助を受けたことのある方については、同一補助対象品目を購入した日から5年以上が経過している方。 <p>※過去5年以内に「生ごみ処理容器等設置費補助」を受けた場合は、同一補助対象品目の補助申請をすることができません。</p> <p>※別の補助対象品目の申請に対してはこの制限はありません。</p> <p>例) 過去にコンポストを購入して補助を受けた方が、電動生ごみ処理機の補助を申請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器(非電動) <p>補助率 9/10の金額で限度額以内</p> <p>補助限度額 5,000円(100円未満切捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動式生ごみ処理機 <p>補助率 3/4の金額で限度額以内</p> <p>補助限度額 50,000円(1,000円未満切捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガーデンシュレッダー <p>補助率 3/4の金額で限度額以内</p> <p>補助限度額 30,000円(1,000円未満切捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内自治会がガーデンシュレッダーの購入の場合の補助 <p>補助率 3/4の金額で限度額以内</p> <p>補助限度額 60,000円(1,000円未満切捨て)</p>	http://www.city.yamato.lg.jp/web/shuushu/namagomi.html	収集業務課 資源循環係	046-269-7343
伊勢原市	<p>○ごみ減量化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器 <p>1世帯1基まで(ただし、コンポスターは1世帯につき2基まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動式生ごみ処理機 <p>市内在住の市民で、家庭用に設置する電動式生ごみ処理機(メーカー不問)</p> <p>1世帯1台まで</p> <p>※生ごみを砕いて下水道に流すディスポージャーは対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市販されている生ごみ処理容器 <p>購入金額の1/2以内(限度額10,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動式生ごみ処理機 <p>購入金額の1/2以内(限度額30,000円)</p> <p>※設置費、運送費用、消費税は対象外。</p>	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2016072100027/	環境美化センター	0463-94-7502

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
海老名市	○海老名市生ごみ処理機設置費補助金 ・市内に住所を有し、現に居住している者又は市内に事業所を有する者 ・処理機を補助対象者の居住場所若しくは事業所又は補助対象者が市内に所有し、若しくは管理する土地に設置できるもの ・海老名市市税条例第3条に規定する市税及び海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例別表第1に掲げる一般廃棄物の処理手数料を滞納していない者	・電動式 購入金額の3/4とし、50,000円を限度 ・非電動式 1台につき、購入金額の3/4とし、1台につき、20,000円を限度 補助対象数は、1世帯又は1事業所につき、電動式は1台、非電動式は2台まで	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/recycle/namagomi/1003357.html	環境課	046-235-4923
座間市	○生ごみ処理機等購入費補助金 市内在住者で処理機の維持管理及び堆肥化したものを自己処理できる人に対し、購入費の一部を補助（生ごみ堆肥化容器は1世帯当たり2台、電動式生ごみ処理機は1世帯当たり1台）	・生ごみ堆肥化容器（キューロ、コンポスト等） 購入金額の9/10（100円未満切捨て、上限20,000円） ・電動式生ごみ処理機 購入金額の3/4（100円未満切捨て、上限50,000円）	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1363234354275/index.html	資源対策課	046-252-7985
綾瀬市	○生ごみ処理容器補助制度 ・市内に住所を有する個人又は事業所（小規模企業者）で、処理容器が設置でき、継続的に処理容器を使用する方。 ・市税等の未納がない方。 ・綾瀬市暴力団排除条例第2条第2項から第5項の規定に該当しない方。	・コンポスト ・EM容器 ・電動式生ごみ処理容器 購入金額（消費税抜）の9/10補助（1世帯当たり限度額50,000円） 購入時の送料及び販売店のポイントによる購入は対象金額には含みません	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000018200/hpg000018186.htm	リサイクルプラザ	0467-70-5667
寒川町	○寒川町消滅型生ごみ処理機の販売に関する要綱 ・販売 消滅型生ごみ処理機 町内に在住する人で、自宅でキューロを設置する人	キューロ販売価格 3,000円	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyokeizai/kankyoshygenhaikibutsu/info/gomi/namagomishoriki/1394326289999.html	環境課 資源廃棄物担当	0467-74-1111 (内線434)
大磯町	○生ごみ処理容器（コンポスター、キューロ、ミラコンポ）斡旋 町内に在住する個人に対して、生ごみ処理容器を斡旋（1世帯につき2基まで）	1,300～1,500円（コンポスター斡旋価格） 3,100と3,600円の2種類（キューロ斡旋価格） 1,800円（ミラコンポ2基セット斡旋価格）	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/gomi/genryou_sigenka/1358492423516.html	環境課 廃棄物係	0463-72-4438
	○電動生ごみ処理機購入費補助制度 町内に在住する個人に対して、指定販売店で登録された電動生ごみ処理機を購入する場合に補助（1世帯につき1基まで）	販売価格の1/2（限度額40,000円）	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/gomi/genryou_sigenka/1358492423516.html	環境課 廃棄物係	0463-72-4438

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
二宮町	<p>○生ごみ処理機購入補助金制度</p> <p>町内に在住する人に対して、生ごみ処理機購入費の一部を助成。</p> <p>1世帯につき電動型1台、非電動型2台まで。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非電動型：購入価格の90パーセント（上限20,000円） ・電動型：購入価格の75パーセント（上限20,000円） 	http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/seikatsukankyo/seikatsukankyo/s01/1447122341768.html	<p>生活環境課 生活環境班</p>	<p>0463-71-3311 (内線210)</p>
愛川町	<p>○生ごみ処理器等購入費補助金</p> <p>町内に在住する人に対して、生ごみ処理機器購入費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥式処理器（1世帯につき2基まで） ・密閉式処理容器（1世帯につき2基まで） ・愛川キエーロ（1世帯につき2基まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥式処理器：購入費の9/10(上限4,500円) ・密閉式処理容器：購入費の9/10(上限2,700円) ・愛川キエーロ：購入費の9/10(上限24,100円) 	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/benri/guide/gomi_kankyou/recycle/hinmoku/1427605796253.html	<p>環境課 廃棄物対策班</p>	<p>046-285-2111 (内線3513)</p>

3 再生可能エネルギーの利用等に関する支援制度

(1) 太陽熱利用に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○住宅用スマートエネルギー設備導入奨励金</p> <p>対象設備の設置完了後の申請</p> <p>【交付対象者】 次の全ての条件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備等が設置された住宅の所在地に住民登録がある市民税及び固定資産税・都市計画税(土地・家屋)に未納がない個人であって、平成31年4月1日～令和2年3月13日において、次の各号のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自ら居住する住宅に対象設備等を設置し、その支払いを完了した者 (2) 自ら居住するために対象設備等が設置された住宅を購入し、その支払いを完了し、その引渡しを受けた者 ・相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではないこと <p>【対象設備】 次の全ての条件に該当する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱を集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽で構成され給湯若しくは冷暖房に利用するソーラーシステムであること ・財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けているもの <p>※未使用品であること</p>	一律 20,000 円	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008083.html	環境政策課	042-769-8240 (内 2765)
厚木市	<p>○スマートハウス導入奨励金</p> <p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱利用システム(強制循環型) <p>※一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた機器</p> <p>【交付対象者】 次の全ての要件を満たす方</p> <p>本市に住民登録を有する個人で、市税の滞納がなく、かつ、当該住民登録地に前年度の2月21日から当該年度の2月15日までの間に対象機器を設置したもの</p>	・太陽熱利用システム(強制循環型のみ) 50,000 円	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/energy/hojokin/d021763.html	環境政策課	046-225-2749
大和市	<p>○住宅用太陽熱利用システム設置費補助制度</p> <p>当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。(着工前に申請することが必須。)</p>	<p>自然循環型 40,000 円</p> <p>強制循環型 80,000 円</p>	http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-soumu/solarsystem.html	環境総務課 地球温暖化対策係	046-260-5493
清川村	<p>○住宅用太陽熱利用設備設置補助事業</p> <p>太陽熱温水器(集熱器内を直接お湯が循環するもの)並びに給湯及び空調などに供するためのソーラーシステムであって、不凍液などが太陽熱集熱器と蓄熱槽の間を循環する設備で、新品であるもの。(中古品は対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村税等を完納している者(同居する全ての者を含む) ・過去に当該補助金の交付を受けていない者 	補助対象設備代並びに設置に係る経費の1/10以内で上限が50,000円 (特定の工事の工事費用に応じて決定)	—	税務住民課	046-288-3849

(2) 太陽光発電に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○住宅用スマートエネルギー設備導入奨励金</p> <p>対象設備の設置完了後の申請</p> <p>【交付対象者】 次の全ての条件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備等が設置された住宅の所在地に住民登録がある市民税及び固定資産税・都市計画税(土地・家屋)に未納がない個人であって、平成31年4月1日～令和2年3月13日において、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 自ら居住する住宅に対象設備等を設置し、その支払いを完了した者 (2) 自ら居住するために対象設備等が設置された住宅を購入し、その支払いを完了し、その引渡しを受けた者 <ul style="list-style-type: none"> 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではないこと <p>【対象設備】 次の全ての条件に該当する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電による電気が当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの 発電出力が10kW未満のもの <p>※未使用品であること</p>	一律 30,000 円	http://www.city.y.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008083.html	環境政策課	042-769-8240 (内線 2765)
藤沢市	<p>○住宅用等太陽光発電システム設置費補助事業</p> <p>自ら居住する住宅及び分譲共同住宅又は自治(町内)会館に設置する個人及び管理組合又は自治(町内)会。</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧配電線に逆潮流有りで連係し、かつ、太陽電池の最大出力が10kW未満のシステムであること。 起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの 未使用品であるもの 市税等に滞納がないこと システムの設置等を市内の事業者へ請け負わせること 	<ul style="list-style-type: none"> 個人住宅の場合 太陽電池の最大出力1キロワット当たり15,000円、上限50,000円。 分譲共同住宅又は自治(町内)会館の場合 太陽電池の最大出力1キロワット当たり100,000円、上限300,000円。 	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyous/machizukuri/kankyo/hojo/taiyoko.html	環境総務課	0466-50-3529
厚木市	<p>○スマートハウス導入奨励金</p> <p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム <p>※余剰配線で接続された機器</p> <ul style="list-style-type: none"> 大容量加算(太陽光発電システム5kW以上設置で加算) <p>【交付対象者】</p> <p>本市に住民登録を有する個人で、市税の滞納がなく、かつ、当該住民登録地に前年度の2月21日から当該年度の2月15日までの間に対象機器を設置したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム 1kW当たり10,000円(上限30,000円) 大容量加算 20,000円 	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/energy/hojokin/d021763.html	環境政策課	046-225-2746
大和市	<p>○住宅用太陽光発電システム等設置費補助制度</p> <p>当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。(着工前に申請することが必須。)</p>	発電能力1キロワットにつき12,000円とし、48,000円を上限とする。	http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-soumu/solarsystem.html	環境総務課 地球温暖化対策係	046-260-5493

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
伊勢原市	○環境対策資金（市融資制度） ・融資利用可能な方：市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している中小企業者（個人にあつてはかつ1年以上市内に居住の方）で、次の①～③いずれかに該当する方 ①市内にある事業所から発生する公害を防止するために必要な施設の設置又は改善を行う者 ②市内の事業所に電気自動車等低公害車を導入（購入またはリース）する者 ③市内の事業所に太陽光発電設備を導入する者	融資限度額：2,000万円 融資利率（年利率）：1.8%以内（信用保証付 1.5%以内） 融資期間及び返済方法：5年以内（原則として割賦返済・据え置き期間6か月以内）	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014041700049/	商工観光課	0463-94-4732
海老名市	○環境保全対策支援事業（太陽光発電施設） ・住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線及び逆潮流有りで連系している太陽光発電システムが対象 ・市販品で未使用品であること ・電力会社と電力受給契約を締結しているもの ・設置工事前に申請すること	発電能力1キロワットにつき20,000円とし、200,000円を限度とする。	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
	○海老名市中小企業振興支援事業（環境施設設置） ・太陽電池モジュールを利用し、太陽エネルギーを電気に変換する設備で、その発電能力が10キロワット以上のもの ・事業完了前までに申請すること	設置に要する費用。1施設につき400,000円	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.html	商工課	046-235-4843
座間市	○スマートハウス関連設備設置補助金 ・市内において、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置、または当該設備付の新築住宅を購入し、継続的に使用する者。 ・市税の滞納がないこと。 ・住宅用太陽光発電システムは、電力会社との電力受給契約を締結すること。 ・設置工事の着手14日前までに申請すること。	・住宅用太陽光発電システム 1キロワット当たり12,000円、上限40,000円	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1395886793372/index.html	環境政策課	046-252-7675
綾瀬市	○綾瀬市住宅用太陽光発電設備設置補助金 ・発電設備が設置された住宅の所在地に住民登録を有する個人で、継続的に発電設備を使用すること。	1キロワット当たり15,000円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力を乗じた額。上限50,000円。	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000034300/hpg000034231.htm	環境保全課	0467-70-5620
	○綾瀬市共同住宅用太陽光発電設備設置補助金 ・マンションやアパートなどの共同住宅に、補助対象となる太陽光発電設備を新たに設置し、発電した電力の一部又は全部を当該共同住宅で使用する個人、団体、法人（個人の場合は、発電した電力を自分の居住部分に供給しない場合に限る。）	1キロワット当たり15,000円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力を乗じた額。上限150,000円。	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000034300/hpg000034232.htm	環境保全課	0467-70-5620
	○綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金 綾瀬市内にある事業の用に供する、次のいずれかに該当する建築物に補助対象となる太陽光発電設備を設置する個人、団体又は法人 ・自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物 ・賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けている店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物	1キロワット当たり15,000円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力を乗じた額。上限450,000円。	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000034300/hpg000034235.htm	環境保全課	0467-70-5620

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
大磯町	<p>○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請する年度内に、町内の自ら居住するための住宅への設置又はシステム付き住宅（未使用のもの）の購入が完了できる者。 ・設置する建物は、住宅（店舗、事務所等との併用住宅及び共同住宅を含む）として使用されているものであること。 ・設置する建物が、補助事業者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。 ・HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を設置すること。 	<p>○住宅用太陽光発電システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1キロワット当たり、15,000円とし、52,000円を上限額とする。 <p>○HEMS機器：上限1万円</p>	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/kankyouseisaku/201400618.html	環境課 環境・エネルギー係	0463-72-4438
愛川町	<p>○愛川町住宅用太陽光発電設備設置事業補助金</p> <p>町内の自ら居住するための住宅に申請年度内に住宅用太陽光発電設備を設置又は住宅用太陽光発電設備付き住宅（未使用のもの）の購入が完了できる方で、次の要件を全て満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電灯契約を結んでいる個人で、設置する建物が住居として使用されているものであること ・設置する建物が補助事業者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること ・町から過去にこの補助金を受けていない方 ・町税の未納がない方 	1キロワット当たり15,000円に、太陽電池モジュールの最大出力を乗じた額。（1,000円未満切捨て） （限度額52,000円）	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/kurashi/gomi/kankyo_03_1.html	環境課	046-285-2111 （内線3514）
	<p>○愛川町環境配慮設備設置事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内において1年以上継続して同一事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。 ・発電能力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置すること。 	発電能力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置したとき、50万円を交付する。	—	商工観光課	046-285-6948
清川村	<p>○住宅用太陽光発電設備設置補助事業</p> <p>低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ、太陽電池の最大出力が10キロワット未満の新品の発電設備（中古品は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村税等を完納している者（同居する全ての者を含む） ・電力会社と電力供給契約を締結した者 ・過去に当該補助金の交付を受けていない者 	15,000円に住宅用太陽光発電設備を構成する太陽電池の最大出力（キロワット標示とし、小数点以下2桁未満については切り捨てる）を乗じて得た額で、上限が52,000円（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）（設置する設備の性能に応じて補助額を設定）	—	税務住民課	046-288-3849

(3) 風力利用に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
海老名市	<p>○海老名市中小企業振興支援事業（環境施設設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風の力で羽を回転させることにより、発生した電気を使用できる施設 ・事業完了前までに申請すること。 	設置に要する費用。当該施設の発電能力1キロワットにつき、30,000円を乗じて得た額とし、500,000円を限度とする。	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.html	商工課	046-235-4843

(4) その他スマートエネルギー設備の導入に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○住宅用スマートエネルギー設備導入奨励金</p> <p>対象設備の設置完了後の申請</p> <p>【交付対象者】 次の全ての条件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備等が設置された住宅の所在地に住民登録がある市民税及び固定資産税・都市計画税(土地・家屋)に未納がない個人であって、平成31年4月1日～令和2年3月13日において、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 自ら居住する住宅に対象設備等を設置し、その支払いを完了した者 (2) 自ら居住するために対象設備等が設置された住宅を購入し、その支払いを完了し、その引渡しを受けた者 <ul style="list-style-type: none"> 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではないこと <p>【対象設備等】</p> <p>〈エネファーム〉 次の全ての条件に該当する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の経済産業省の「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」の補助対象となるもの <p>〈定置用リチウムイオン蓄電池〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の環境省の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業」の補助対象となるもの <p>〈スマートハウス加算〉</p> <p>太陽光発電システムに加え、エネファーム又は定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、かつ、HEMS を設置し、同時に申請した場合に限り対象とするもの</p> <p>※いずれも未使用品であること</p>	<p>エネファーム</p> <p>一律 30,000 円</p> <p>蓄電池</p> <p>一律 30,000 円</p> <p>スマートハウス加算</p> <p>一律 30,000 円</p>	<p>http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008083.html</p>	環境政策課	042-769-8240 (内線 2765)
平塚市	<p>○環境共生モデル住宅導入補助金</p> <p>【補助対象住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平塚市が認定した環境共生モデル住宅地区内に建築等する住宅 国が実施する ZEH の補助金の交付を受ける住宅 <p>【交付対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国 ZEH 補助金の交付決定をうけていること 市税を滞納していないこと 	環境共生モデル住宅導入補助金 100,000 円	<p>http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page67_00041.html</p>	環境政策課	0463-21-9762
藤沢市	<p>○家庭用燃料電池システム設置費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら居住する住宅に家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的とした機器で、都市ガス又はプロパンガスを燃料とするもの。) を設置する個人 経済産業省から交付される燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金の対象システムであり、未使用品であること 市税等に滞納がないこと システムの設置等を市内の事業者へ請け負わせること 	一律 50,000 円	<p>http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/denchi.html</p>	環境総務課	0466-50-3529

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
藤沢市	<p>○定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住する住宅に定置用リチウムイオン蓄電池を設置する個人 ・一般社団法人環境共創イニシアチブから交付される住宅省エネリノベーション促進事業費補助金及び住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金の補助対象システムであり、未使用品であること ・市税等に滞納がないこと ・システムの設置等を市内の事業者へ請け負わせること 	一律 50,000 円	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/lithium.html	環境総務課	0466-50-3529
厚木市	<p>○スマートハウス導入奨励金</p> <p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用蓄電池システム <ul style="list-style-type: none"> ※リチウムイオン蓄電池 ※V2H (前年度の2月21日から当該年度の2月15日までに電気自動車を購入していること) ・HEMS ・家庭用燃料電池システム ・スマートハウス加算(住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電池システム・HEMSを同時に設置) <p>【交付対象者】 次の全ての要件を満たす方 本市に住民登録を有する個人で、市税の滞納がなく、かつ、当該住民登録地に前年度の2月21日から当該年度の2月15日までの間に対象機器を設置したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用蓄電池システム(リチウムイオン蓄電池又はV2H) 50,000円 ・エネルギー管理システム(HEMS) 10,000円 ・家庭用燃料電池システム 50,000円 ・スマートハウス加算(太陽光発電システム・住宅用蓄電池システム・HEMSを同時に設置) 50,000円 	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/energy/hojokin/d021763.html	環境政策課	046-225-2749
	<p>○ゼロ・エネルギー・ハウス導入奨励金</p> <p>【交付対象者】 次の全ての要件を満たす方 本市に住民登録を有する個人で、市税の滞納がなく、かつ、当該住民登録地に前年度の2月21日から当該年度の2月15日までの間に市内にゼロ・エネルギー・ハウスを新築し、購入し、又はゼロ・エネルギー・ハウスに改築し、SIIにより、補助金交付決定を受けたもの</p>	・ゼロ・エネルギー・ハウス導入奨励金 100,000円	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/kankyou/josei/d028350.html	環境政策課	046-225-2749
大和市	<p>○住宅用太陽光発電システム等設置費補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。(住宅用太陽光発電システムと併せての申請が必須。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・HEMS 上限10,000円 ・リチウムイオン蓄電池 上限50,000円 	http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-soumu/solarsystem.html	環境総務課 地球温暖化対策係	046-260-5493
	<p>○家庭用燃料電池システム設置費補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれからシステムを設置する方で、「大和市家庭用燃料電池システムシステム設置費補助金交付要綱」に定める条件を満たす方。 	・家庭用燃料電池システム(エネファーム) 上限50,000円	http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-soumu/enefarm.html	環境総務課 地球温暖化対策係	046-260-5493
海老名市	<p>○環境保全対策支援事業(エネファーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業補助金の対象となるもの ・設置工事前に申請すること 	1施設につき60,000円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
海老名市	○環境保全対策支援事業（定置用リチウムイオン蓄電池） ・経済産業省の省エネルギー投資促進に向けた支援事業補助金の対象となるもの ・設置工事前に申請すること	1 施設につき 50,000 円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
	○環境保全対策支援事業（HEMS） ・経済産業省の省エネルギー投資促進に向けた支援事業補助金の対象となるもの ・設置工事前に申請すること	1 施設につき 10,000 円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
	○環境保全対策支援事業（スマートハウス加算） ・太陽光発電施設と HEMS に加え、定置用リチウムイオン蓄電池またはエネファームの3設備を同時に設置・申請する場合 ・設置前に申請すること	1 申請につき 20,000 円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
座間市	○スマートハウス関連設備設置補助金 ・市内において、自ら居住する住宅にエネファーム、リチウムイオン蓄電池、HEMSを設置、または当該設備付の新築住宅を購入し、継続的に使用する者。 ・市税の滞納がないこと。 ・設置工事の着手14日前までに申請すること。	・エネファーム 40,000 円 ・リチウムイオン蓄電池 40,000 円 ・HEMS 8,000 円	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1395886793372/index.html	環境政策課	046-252-7675
綾瀬市	○綾瀬市住宅用スマートエネルギー設備導入補助金 ・設備が設置された住宅の所在地に住民登録を有する個人（建売住宅供給者等によって設備が設置された建売住宅にあっては、建売住宅供給者等から当該住宅を取得する者）で、継続的に設備を使用すること。	・HEMS 10,000 円 ・家庭用燃料電池システム 50,000 円 ・定置用リチウム蓄電システム 50,000 円 ・電気自動車充電器 50,000 円	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000034300/hpg000034233.htm	環境保全課	0467-70-5620
寒川町	○寒川町家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置補助金交付要綱 ・現に町内に住所を有している者又は町内に住所を有する見込みがある者で、自らが電力会社と電灯契約を結ぶもの ・町税を滞納していない者 ・補助金の交付を受けようとする年度内に補助金の交付申請及び完了報告を行うことができる者 ・住宅1戸に対して1回限り	1 台につき 50,000 円	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyoizai/kankyo/kankyohozen/info/taiyoukou_sisutemu/1361422134167.html	環境課 環境保全担当	0467-74-1111 (内線 432)
大磯町	○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金 ・町内において自ら居住する住宅に、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車充電器のうち1つ以上の設備を設置する者又は、システム付き住宅（未使用のもの）購入が完了できる者。 ・HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を設置すること。	・家庭用燃料電池システム：上限5万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限5万円 ・電気自動車充電器：上限5万円 ・HEMS機器：上限1万円	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/kankyouseisaku/201400618.html	環境課 環境・エネルギー係	0463-72-4438

(5) 低公害車利用に関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
	<p>○電気自動車購入奨励金</p> <p>対象自動車の納車後（リースの場合は、リース開始後）の申請</p> <p>【交付対象者】 次の1～3の全ての条件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象となる自動車を購入した次の（1）～（3）のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> 市内に在住する個人であって市税に未納がないこと 市内に事業所がある法人または個人事業者であって市税に未納がないこと （個人事業者にあつては代表者の市税に未納がないこと） 上記（1）か（2）の者に貸与するために対象となる自動車を購入するリース事業者（月々の貸与料に補助金相当額の減額が反映される場合に限る）で、市税に未納がないこと 対象となる自動車の自動車検査証上の所有者であること （ただし、割賦販売により対象自動車を購入した場合は、自動車検査証上の使用者が申請者と同一であること。） 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員ではないこと <p>【対象自動車】 次の全ての条件に該当する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4輪以上の電気自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能であること ・新規登録であること ・自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内であること 	一律 50,000 円	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008087.html	環境政策課	042-769-8240 (内線 2765)
相模原市	<p>○燃料電池自動車購入奨励金</p> <p>対象自動車の車両登録前に申請</p> <p>【交付対象者】 次の1～3の全ての条件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象となる燃料電池自動車(以下「対象自動車」という。)を購入して所有する次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> 市内に現在まで引き続いて1年以上在住する個人であって市税に未納がないこと 市内に現在まで引き続いて1年以上事業所がある法人又は個人事業者であって市税に未納がないこと（個人事業者にあつては代表者の市税に未納がないこと） 上記（1）か（2）の者に貸与するために対象自動車を購入するリース事業者で、市税に未納がないこと（月々の貸与料に奨励金相当額の減額が反映される場合に限る。） 対象自動車の自動車検査証上の所有者であること （ただし、割賦販売により対象自動車を購入した場合は、自動車検査証上の使用者が申請者と同一であること。） 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員でないこと <p>【対象自動車】 次の全ての条件に該当する小型又は普通自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4輪以上の自動車であり、国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の対象であること ・新規登録であること ・自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内であること ・自動車販売業者が販売促進活動(展示、試乗等)に使用する車両でないこと 	一律 350,000 円	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/hojyo/1008088.html	環境政策課	042-769-8240 (内線 2765)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
藤沢市	○電気自動車導入補助事業 藤沢市内を使用の本拠とする電気自動車（搭載されたリチウムイオン電池によって駆動され、電動機を原動機とする検査済自動車で、自動車検査証に燃料が電気であることが記載されているもので、国の導入等補助金の対象であること）を導入する市民、事業者、リース事業者。	一律 100,000 円	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/jidosha.html	環境総務課	0466-50-3529
	○燃料電池自動車導入補助事業 藤沢市内を使用の本拠とする燃料電池自動車（搭載された燃料電池によって発電された電気によって駆動され、電動機を原動機とする四輪以上の検査済自動車で自動車検査証に当該自動車の燃料が圧縮水素であることが記載されているもので、国から補助金を受けられる車両）を導入する市民、事業者、リース事業者。	一律 350,000 円	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyou-s/machizukuri/kankyo/hojo/fcv.html	環境総務課	0466-50-3529
厚木市	○次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金 市内に充電器、PCS又は課金装置（設置工事費、電気工事費含む）を設置しようとする事業者のうち、次の要件のいずれにも該当するもの。 ・自社製品を自社の敷地内に設置するものでないこと。 ・自動車の製造又は販売に係る事業を主たる事業として営んでいないこと。 ・電気を供給する事業者及びその関連会社でないこと。 ・市税を滞納していないこと。	【急速充電設備の設置】 補助率 本体購入及び設置工事費の1/2 限度額 本体50万円・設置工事100万円 【普通充電設備の設置】 補助率 本体購入及び設置工事費の1/3 限度額 本体30万円・設置工事70万円 同一事業者による補助金の交付申請は、同一年度内に1件が限度です。	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/sangyo/zisedai/d037926.html	産業振興課	046-225-2832
伊勢原市	○環境対策資金（市融資制度） ・融資利用可能な方：市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している中小企業者（個人にあつてはかつ1年以上市内に居住の方）で、次の①～③いずれかに該当する方 ①市内にある事業所から発生する公害を防止するために必要な施設の設置又は改善を行う者 ②市内の事業所に電気自動車等低公害車を導入（購入またはリース）する者 ③市内の事業所に太陽光発電設備を導入する者	融資限度額：2,000万円 融資利率（年利率）：1.8%以内（信用保証付 1.5%以内） 融資期間及び返済方法：5年以内（原則として割賦返済・据え置き期間6か月以内）	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014041700049/	商工観光課	0463-94-4732
海老名市	○環境保全対策支援事業（電気自動車） ・経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の対象となり、道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証に燃料が電気であることが記載されており、第9条の規定による登録が初めて行われるものであること ・車両の新規登録前に申請すること	1台につき150,000円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
	○環境保全対策支援事業（燃料電池自動車） ・経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の対象となり、道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証に燃料が水素であることが記載されており、第9条の規定による登録が初めて行われるものであること ・車両の新規登録前に申請すること	1台につき400,000円	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1008010.html	環境課	046-235-4912
綾瀬市	○綾瀬電気自動車補助金 ・市内に住所を有する個人若しくは市内に事業所又は事務所を有する法人が所有又は使用するもの。 ・貸与を目的とした車両でないこと。	1台につき80,000円	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000034300/hpg000034234.htm	環境保全課	0467-70-5620

4 その他の支援制度

(1) 高齢者、障害者等に配慮した建築物、まちづくりに関する支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
相模原市	<p>○重度障害者住宅設備改善費助成事業</p> <p>利用できる方は在宅の方で以下のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 既存住宅の浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事 身体障害者手帳1級又は2級の方 知能指数35以下の方 身体障害者手帳3級でかつ知能指数が50以下の方</p> <p>(2) 天井走行式移動リフト（機器の価格のみ） 下肢又は体幹機能障害の1級又は2級で、移動が困難である18歳以上64歳以下の方</p> <p>(3) 環境制御装置（機器の価格のみ） 四肢機能障害1級又は2級で、18歳以上の方</p>	<p>(1) 対象経費の限度額は800,000円。対象経費から世帯の所得に応じた自己負担額（0～1/2）を差し引いた額。 （所得制限あり。）</p> <p>(2) 対象経費の限度額は1,000,000円。対象経費から世帯の所得に応じた自己負担額（0～1/2）を差し引いた額。 （所得制限あり。）</p> <p>(3) 対象経費の限度額は600,000円。対象経費から世帯の所得に応じた自己負担額（0～1/2）を差し引いた額。 （所得制限あり。）</p>	<p>http://www.city.y.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/fukushi/shogai/1006484.html</p>	障害福祉サービス課	042-769-8355
平塚市	<p>○重度障害者住宅設備改良事業</p> <p>(1) 浴室、便所、玄関、廊下等の改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1級、2級の方 ・知能指数35以下の方 ・身体障がい者手帳3級でかつ知能指数が50以下の方 <p>(2) 天井走行式移動リフトの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下肢・体幹機能障害2級以上で、移動が困難である方（児童を含まず、65歳未満の方） <p>(3) 環境制御装置（パソコン関連機器）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四肢機能障がい2級以上の方（児童含まず） <p>※既存の住宅に限る。事前相談が必要。</p>	<p>(1) 助成限度額 800,000円（1回限り） 前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。</p> <p>(2) 助成限度額 1,000,000円（1回限り） 前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。</p> <p>(3) 助成限度額 600,000円（1回限り） 前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。 ※介護保険対象者は介護保険制度が優先。</p>	<p>http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page-c_00988.html</p>	障がい福祉課	0463-21-8774
藤沢市	<p>○重度障がい者住宅設備改良費助成</p> <p>(1) 天井走行式移動リフトの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下肢・体幹機能障がい2級以上で、移動が困難である方（児童を含まず、65歳未満の方） <p>(2) 環境制御装置（パソコン関連機器）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四肢機能障がい2級以上の方（児童含まず） <p>(3) 重度障がい者住宅設備改良（浴室、便所、玄関、台所、廊下等の改良工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1級、2級の方 ・知能指数35以下の方（児童含む） ・身体障がい者手帳3級でかつ知能指数が50以下の方 <p>※ただし既存の住宅に限る。 ※事前相談が必要。</p>	<p>(1) 助成限度額 1,000,000円（1回限り） 前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。</p> <p>(2) 助成限度額 600,000円（1回限り） 前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。</p> <p>(3) 助成限度額 800,000円（1回限り） 前年度の市民税の所得割額により全額公費負担・1/3自己負担・全額自己負担がある。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。</p>	<p>http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shogai/kenko/fukushi/shogai/hosogu/jutaku.html</p>	障がい福祉課	0466-50-3528
茅ヶ崎市	<p>○重度障害者住宅改修費助成</p> <p>浴室、便所、台所、手すりの取り付け、床段差の解消、外構部の段差解消等の身体状況に起因して必要となる住宅改修を身体障害者手帳1、2級の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方でかつ知能指数50以下の方（未成年の場合はその保護者）が行う場合</p> <p>※要事前協議</p>	<p>最高800,000円</p> <p>（世帯の課税状況に応じて自己負担があり、1人につき1回。）</p>	<p>http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html</p>	障害福祉課	0467-82-1111 (内線3211-3216)
	<p>○住宅改修費助成（日常生活用具）</p> <p>手すりの取り付け、床段差の解消、引き戸等への取り替え等の、身体状況に起因して必要となる住宅改修を下肢障害、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する方であって障害等級3級以上の方（未成年の場合はその保護者）及び障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病（359疾病）に該当する難病等の方（未成年の場合はその保護者）が行う場合。ただし、介護保険制度対象者は対象となりません。</p> <p>※要事前協議</p> <p>※難病等の方については、現在の身体状況を確認できる医師の診断書が必要。</p>	<p>最高200,000円</p> <p>（ただし、別に定める自己負担金を除いた額で1人1回に限る。）</p>	<p>http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html</p>	障害福祉課	0467-82-1111 (内線3211-3216)

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
茅ヶ崎市	<p>○障害者自立促進用具購入費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井走行式移動リフトの設置 18歳以上65歳未満の下肢または体幹機能障害1級・2級の方で移動困難な方。 環境制御装置 18歳以上で四肢体幹機能障害1級・2級の方 <p>※要事前協議</p>	<p>最高1,000,000円 (世帯の課税状況に応じて自己負担があり、障害者1人につき1回。)</p> <p>最高600,000円 (世帯の課税状況に応じて自己負担があり、障害者1人につき1回。)</p>	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html	障害福祉課	0467-82-1111 (内線3211-3216)
厚木市	<p>○重度障害者住宅設備改良費助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅設備改良 浴室、便所、玄関、台所、廊下その他住宅設備、住宅に付随する設備を障害者に適するように改良する工事を下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、移動が困難なもの、相談所等において知能指数35以下と判定された者、下肢又は体幹機能障害3級の者で、相談所等において知能指数50以下と判定されたものが行う場合 天井走行式移動リフトの設置 キャリアによって、室間等の移動を可能にする装置(設置工事費を除く。)を18歳以上65歳未満の下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、移動が困難なものが設置する場合 環境制御装置の設置 18歳以上の者で、四肢機能障害2級以上のものが、残存機能を利用して身の周りの電気製品、住宅設備等を電氣的に遠隔操作する装置(設置工事費を除く。)を設置する場合 	<p>最高800,000円 (ただし、世帯の所得税に応じて自己負担がある。)</p> <p>最高1,000,000円 (ただし、世帯の所得税に応じて自己負担がある。)</p> <p>最高600,000円 (ただし、世帯の所得税に応じて自己負担がある。)</p>	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/outline/15/2100/p006442.html	障がい福祉課	046-225-2254
大和市	<p>○重度障がい者住宅設備改良費助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の設備の改良工事 既存の住宅の浴室、玄関、台所、トイレ等の改造を身体障害者手帳1、2級の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数50以下の方が行う場合(事前協議必要) 天井走行式移動リフトの設置 キャリアによって室間等の移動を可能にする装置を18歳以上65歳未満の身体障害者手帳下肢又は体幹機能障がい2級以上の方で、移動が困難な方が設置する場合(事前協議必要) 環境制御装置の設置 電気製品や住宅設備等を電氣的に遠隔操作できる装置を18歳以上の身体障害者手帳四肢機能障がい2級以上の方が設置する場合(事前協議必要) 	<p>最高800,000円 (ただし、市民税課税状況に応じて自己負担あり)</p> <p>最高1,000,000円 (ただし、市民税課税状況に応じて自己負担あり)</p> <p>最高600,000円 (ただし、市民税課税状況に応じて自己負担あり)</p>	http://www.city.yamato.lg.jp/web/s-fuku/tebiki.html	障がい福祉課 自立支援係	046-260-5665
	<p>○不燃化・バリアフリー化改修工事費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象建築物：既存の木造住宅(戸建住宅、アパート等) 対象者：次の1～4全てに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 建築物所有者 当該住宅に居住しかつ住民登録を行っている者 市税の滞納がない者 バリアフリー化改修工事は、要支援、要介護認定者等の世帯を除く 施工業者：市内業者で、見積書及び領収書を市内の住所で発行できる者 工事費：5万円(税抜き)以上の場合が対象 	<p>工事費の1/2かつ上限10万円</p> <p>※工事に軒裏(破風を含む)改修工事が含まれる場合は上限20万円</p> <p>※不燃化とバリアフリー化改修工事を同時に行う場合、工事費は合算。</p>	http://www.city.yamato.lg.jp/web/k-shido/k-shido01211848.html	建築指導課 建築指導係	046-260-5425

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
伊勢原市	<p>○障がい者住宅設備等改善助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅設備改良 浴室、便所、玄関、台所、廊下その他住宅設備、住宅に付随する設備を障がい者に適するように改良する工事を身体障害者手帳1・2級の者で、移動が困難なもの、相談所等において知能指数35以下と判定された者、身体障害者手帳3級の者で、相談所等において知能指数50以下と判定された者が行う場合 天井走行式移動リフトの設置 キャリアによって、室間等の移動を可能にする装置（設置工事費を除く。）を18歳以上65歳未満の下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で、移動が困難なものが設置する場合 環境制御装置の設置 18歳以上の者で、四肢機能障がい2級以上の者が、残存機能を利用して身の周りの電気製品、住宅設備等を電氣的に遠隔操作する装置（設置工事費を除く。）を設置する場合 <p>※1世帯1回に限ります。 ※介護保険サービスの給付対象となる方は、介護保険制度が優先されます。</p>	<p>最高800,000円 （ただし、世帯の市町村民税に応じて自己負担がある。）</p> <p>最高1,000,000円 （ただし、世帯の市町村民税に応じて自己負担がある。）</p> <p>最高600,000円 （ただし、世帯の市町村民税に応じて自己負担がある。）</p>	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/201407100567/	障がい福祉課	0463-94-4720
	<p>○住宅改修費助成（日常生活用具）</p> <p>下肢障がい、体幹機能障がい、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）3級の者又は同程度の児者が住宅改修のうち居宅生活動作補助用具を設置する場合</p> <p>※介護保険サービスの給付対象となる方は、介護保険制度が優先されます。</p>	<p>最高200,000円 （ただし、別に定める自己負担金を除いた額で1世帯1回に限る。）</p>	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/201407100451/	障がい福祉課	0463-94-4720
海老名市	<p>○重度障害者住宅設備改善費助成事業</p> <p>(1) 玄関、台所、便所等の改造を身体障害者手帳1、2級(原則として肢体不自由又は視覚障害)の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数50以下の方が行う場合</p> <p>(2) 天井走行式移動リフトの設置 下肢又は体幹機能障がいの1、2級の方で移動が困難である方（児童および65歳以上のものは除く）</p> <p>(3) 環境制御装置の設置 四肢機能障がいが1級又は2級の方</p> <p>※(1)～(3)とも、事前協議が必要。</p>	<p>限度額800,000円</p> <p>限度額1,000,000円</p> <p>限度額600,000円</p> <p>※世帯の所得税に応じて自己負担あり</p>	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shogaisha/shogaisha/oshirase/1003208.html	障がい福祉課	046-235-4812
綾瀬市	<p>○重度障害者住宅改良等経費助成事業</p> <p>市内に住所を有する者で次に掲げる者（ただし、介護保険対象者は介護保険優先）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1、2級の者。 知的障害者更正相談所又は児童相談所で知能指数が35以下と判定された者。 障害の程度が3級の下肢、体幹又は視覚に障害を有する者で、相談所において知能指数が50以下と判定されたもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 浴室、便所、玄関、台所、廊下その他（限度額800,000円） 天井走行式移動リフトの設置経費（限度額1,000,000円） 環境制御装置の設置経費（限度額600,000円）世帯の課税額によって自己負担あり。 	https://www.city.ayase.kanagawa.jp/ct/other000034100/juudoshougaisha_juutakusetub_ikairyuu.pdf	障がい福祉課	0467-70-5623
寒川町	<p>○寒川町在宅障害者住宅設備改善に対する助成要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者住宅整備改善事業 玄関、台所、便所等の改造を身体障害者手帳1、2級の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数50以下の方が行う場合（事前協議必要） 	<p>最高400,000円 （ただし、世帯の所得税に応じて自己負担があり、障害者の属する世帯につき原則1回）</p>	—	福祉課 障がい福祉担当	0467-74-1111 (内線145)
大磯町	<p>○大磯町重度障害者住宅設備改良事業補助金交付要綱</p> <p>浴室、便所、玄関、台所、廊下その他の住宅設備の改良を身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者、又は上肢、下肢あるいは体幹機能障害2級以上の者で、かつ、自力での移動が困難な者又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数50以下の方が行う場合（事前協議必要）</p>	<p>住宅設備改良：最高800,000円</p> <p>天井走行式リフト：最高1,000,000円</p> <p>環境制御装置：最高600,000円</p> <p>（ただし、世帯の所得税に応じて自己負担があり、障害者の属する世帯につき原則1回）</p>	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/chomin/hukushi/tanto/siori/siori.html	福祉課 障がい福祉係	0463-73-4530

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
二宮町	○二宮町重度障害者住宅設備改良費助成事業 浴室、便所、玄関、天井走行式移動リフト等障害者に適するような改造（工事）を身体障害者手帳1・2級（下肢、体幹又は視覚に障害を有する者）の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数50以下の方が行う場合。（事前協議が必要）	介護保険非該当者：最高 800,000円 ※他制度優先（ただし、世帯の所得税に応じて自己負担あり）	http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/kenkofukushi/fukushi_ihoken/fukushi_sogaihashien/s01/1441761109353.html	福祉保険課 福祉・障がい者支援班	0463-71-3311 (内線 267/279)
愛川町	○重度障害者住宅設備改良経費助成 玄関、台所、便所等の改造を身体障害者手帳1、2級の方又は知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方が行う場合（事前協議必要）	最高 400,000円 (ただし、世帯の市町村民税に応じて自己負担あり)	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/kurashi/hukushi/yougaisya/fukushi_seido_service/1427598964375.html	福祉支援課	046-285-2111 (内線 3353)

(2) その他の支援制度

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
大和市	○大和市中企業融資制度（省エネルギー対策設備導入資金） ・市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者等（個人は、かつ1年以上市内に居住の方） ・太陽光発電設備等の省エネルギー設備を導入しようとする方 ・市税、国民健康保険税、下水道使用料に滞納がない方 用途 ・省エネルギー対策設備導入	融資限度額：3,000万円 融資期間：10年以内（うち据置1年以内） 利率（固定）：1.8%以内 利子補給：初回利払月から36か月間 30%以内（限度額：年間30万円） 信用保証料補助：保証料に対し50%以内（限度額：10万円） 健康企業の特例：国の健康経営有料法人認定制度の認定企業は補助率（補給率）が100%となります。	http://www.city.yamato.lg.jp/web/sangyo/yushi-hojo.html	産業活性化課 企業活動サポート係	046-260-5135
伊勢原市	○環境対策資金（市融資制度） ・融資利用可能な方：市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している中小企業者（個人にあつてはかつ1年以上市内に居住の方）で、次の①～③いずれかに該当する方 ①市内にある事業所から発生する公害を防止するために必要な施設の設置又は改善を行う者 ②市内の事業所に電気自動車等低公害車を導入（購入またはリース）する者 ③市内の事業所に太陽光発電設備を導入する者	融資限度額：2,000万円 融資利率（年利率）：1.8%以内（信用保証付 1.5%以内） 融資期間及び返済方法：5年以内（原則として割賦返済・据え置き期間6か月以内）	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014041700049/	商工観光課	0463-94-4732
海老名市	○海老名市中企業振興支援事業（環境施設設置） ・市販されているLED照明設備等であつて、既存の照明設備等から入れ替えて設置するもの。ただし、設置に係る事業費の総額が500,000円以上のものに限る。 ・事業完了前までに申請すること。	設置に要する費用。1施設につき200,000円	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.html	商工課	046-235-4843
綾瀬市	○綾瀬市環境学習プログラム集活用事業補助金 あやせ環境教育推進基本計画に基づき策定された綾瀬市環境学習プログラム集から事業を選び、環境啓発事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	補助対象年度において1団体1回とし、上限15,000円。	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000031200/hpg000031175.htm	環境保全課	0467-70-5620

自治体	条件	補助金額	支援制度HP	担当窓口	電話番号
二宮町	<p>○住宅リフォーム等助成事業 ※詳細な要件はHPを参照のこと</p> <p>①住宅リフォーム補助補助：住宅をリフォームした者に交付する補助金。</p> <p>②空き家リフォーム補助：空き家をリフォームした登録者又は利用希望者に交付する補助金。</p> <p>③同居リフォーム補助：親世帯と子世帯の同居に伴い住宅をリフォームした者に交付する補助金。</p> <p>④同居・近居に伴う住宅取得補助：親世帯と子世帯の同居・近居に伴い住宅を購入した者に交付する補助金。</p> <p>⑤三世代同居補助：③又は④の補助を受ける者で、申請日において中学生以下の孫と共に三世代で同居した際に、加算して補助金を交付する。</p>	<p>①住宅リフォームに要した費用で20万円（税抜）以上の工事に対し、5万円の補助を行う。</p> <p>②町空き家バンクに登録された空き家のリフォームに要した費用で20万円（税抜）以上の工事に対し、10万円の補助を行う。</p> <p>③同居に伴う住宅のリフォームに要した費用で40万円（税抜）以上の工事に対し、20万円の補助を行う。</p> <p>④同居・近居に伴う住宅の取得に要した費用に対し、20万円の補助を行う。</p> <p>⑤③又は④の補助を受けた者で、申請日において中学生以下の孫と共に三世代で同居した際に、20万円を加算する。</p>	<p>http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/soshiki/toshi/toshibiseibi/kekakushido/k02/1555633034277.html</p>	都市整備課 計画指導班	0463-71-3311 (内線 283)
	<p>○木質バイオマスストーブ設置補助事業</p> <p>木質ペレット（おがくず状にした木材に圧力を加え、円柱状にしたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である木質ペレットストーブ、又は農林業の生産過程で産出される間伐材等の端材を燃料として使用する設計及び仕様である薪ストーブで、新品であるもの。（中古品は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村税等を完納している者。（同居する全ての者を含む） ・過去に当該補助金の交付を受けていない者。 	補助対象設備代並びに設置に係る経費で、上限が50,000円（特定の工事の工事費用に応じて決定）	—	税務住民課	046-288-3849
清川村	<p>○清川村個人住宅用地防災対策工事費用助成金支給</p> <p>村民が個人住宅の擁壁や塀を防災対策上から補修や改修、植栽化等を村内施工業者により実施した場合においてその経費の一部を助成する。</p> <p>擁壁工事：建築基準法の規定による工作物として扱われるもので、ひび割れ等による擁壁の補修・改修に係る経費 擁壁の高さ：2メートル以上のもの</p> <p>塀工事：コンクリート等により耕作された塀を取り壊し、樹木等への改修に係る経費 既存の塀の高さ：1メートル以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上本村に住居登録を有し、対象となる住宅に居住している者 ・村内施工業者に個人住宅用地防災対策工事を施工させ、かつ、年度末（3月31日）までに当該工事が完了する者 ・村税等の滞納がない者 ・過去にこの助成金の交付を受けていない者 	個人住宅用地防災対策工事金額が100,000円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のもので、1/2を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、上限を100,000円とする。	<p>http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/soumu/341.html</p>	総務課	046-288-1212